

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	新規製造車両に係る特例措置の期限の延長
【意見の内容】	
)種別	新しい税制措置に係るもの <input checked="" type="radio"/> 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目:) 地方税 (税目: 固定資産税)
)関係法律条項	地方税法附則第15条17項
)意見の詳細	既存の鉄道車両に代えて新規に製造され取得したエネルギー効率等に優れた鉄道車両に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は大手民鉄について当該車両の価格の3分の2、それ以外の民鉄について当該車両の価格の5分の3とする特例措置を延長していただきたい。
)措置を必要とする期間	2年間
)理由(必要性・妥当性)	<p>地球温暖化対策基本法案が目的とする低炭素社会の実現、京都議定書目標達成計画後の国内の地球温暖化対策の動向、東日本大震災に伴う節電対策の必要性等を踏まえ、効率的かつ効果的に地球温暖化対策を推進し、低炭素・循環型システムを構築することの重要性が高まっております。</p> <p>鉄道事業においてもエネルギー使用の効率性が高い設備の導入が求められており、今後とも電力消費の抑制のより一層進んだ省エネ車両を計画的に導入することは引き続き大変重要であると考えております。</p> <p>現在、VVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの両方を備えた鉄道車両は最も省エネ効果が高く、このためこの新造にあたっては固定資産税の減免措置が講じられておりますが、一方、この車両の新造コストが高いこともあり、その導入率は57%にとどまっております(大手民鉄の平成23年度末実績)。</p> <p>今後とも低炭素社会の実現や節電対策に寄与し、更なる鉄道車両の省エネ化を図るために、上記のような最も省エネ効果の高い新造車両について、特例措置の延長をお願いいたします。</p>
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	エネルギー効率等に優れた鉄道車両取得に伴う固定資産税の負担が軽減されることから、その車両の導入が促進され、低炭素社会の実現や節電対策の推進を図ることができます。
)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	都市鉄道利便増進事業により取得した施設に係る特例措置の期限の延長
【意見の内容】	
)種別	<p>新しい税制措置に係るもの</p> <p>既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>どちらかに 印を付してください。</p>
)税目	<p>国税 (税目:)</p> <p>地方税 (税目: 固定資産税・都市計画税)</p>
)関係法律条項	地方税法附則第14条3項、第15条23項
)意見の詳細	都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に対して課する固定資産税または都市計画税の課税標準について、新たに固定資産税または都市計画税が課されることとなった年度から5年度分は当該施設に係る固定資産税または都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2とし、また、トンネルについては固定資産税を非課税とする特例措置を延長していただきたい。
)措置を必要とする期間	2年間
)理由(必要性・妥当性)	<p>都市における鉄道ネットワークは都市機能を支える不可欠の社会資本であります。この鉄道ネットワークが概成した中、既存の都市鉄道ネットワークを活用しながら短絡線の整備による速達性の向上など利用者の利便増進を図る都市鉄道等利便増進法に基づく事業は、都市鉄道の有機的な機能を高める大変有益なものです。</p> <p>しかし、その事業規模から事業期間は長期にわたり、また投資額も大きいいため、円滑に事業を推進する上で本特例措置の延長をお願いいたします。</p>
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	都市鉄道利便増進事業は一般的に設備投資規模が大きく、資産取得に伴う固定資産税は非常に大きな負担となります。その税負担の軽減は、事業推進の大きなインセンティブとなり、設備投資が促進され、利用者の利便増進等を図ることができます。
)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	地方鉄道事業者が補助を受けて取得した安全性向上設備に係る特例措置の期限の延長
【意見の内容】	
)種別	<input type="radio"/> 新しい税制措置に係るもの <input checked="" type="radio"/> 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目:) 地方税 (税目: 固定資産税)
)関係法律条項	地方税法附則第15条第15項
)意見の詳細	地域公共交通確保維持改善事業費補助、鉄道施設総合安全対策事業費補助(鉄道施設老朽化対策)を受けて取得した安全性向上のための鉄道施設に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1とする特例措置を延長していただきたい。
)措置を必要とする期間	2年間
)理由(必要性・妥当性)	<p>交通基本法案においては、国は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等の施策を講ずるものとされております。</p> <p>このような中、地方鉄道は地域の高齢者、学生等の社会的弱者の方々の移動手段として必要な公共交通機関として地域社会に貢献しており、他方、事業者は経営が厳しい中であっても、安全性向上のための工事は継続的に行う必要があります。</p> <p>しかし、設備投資額が高額なことから、事業者の固定資産税の負担が大きくなり、経営が一段と厳しくなるという状況に陥っているため、地方鉄道の存続のために本特例措置の延長をお願いいたします。</p>
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	資産の取得に係る固定資産税の減税は、経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者にとっては経営上の負担の軽減へつながり、今後とも地域インフラとしての役割を果たすことができます。
)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	低床型車両の取得に係る特例措置の期限の延長
【意見の内容】	
)種別	<input type="radio"/> 新しい税制措置に係るもの <input checked="" type="radio"/> 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目:) 地方税 (税目: 固定資産税)
)関係法律条項	地方税法附則第15条第16項
)意見の詳細	新規取得した低床型路面電車に対して課する固定資産税の課税標準について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分は当該車両の価格の3分の1とする特例措置の適用期限を延長していただきたい。
)措置を必要とする期間	2年間
)理由(必要性・妥当性)	<p>高齢者、障害者等の方々の移動の円滑化の促進については、エレベーター等、バリアフリー法に基づき整備が求められているものを含めて広く社会的に要請されており、今後とも一般の路面電車に比べて高齢者、障害者等の方々の乗り降りが容易である低床型車両の導入を積極的に推進することは大変重要であると考えております。</p> <p>一方で、低床型車両の新造コストは相対的に高く、また、導入する鉄道事業者には中小事業者が多いため、投資負担が大きいのが現状です。</p> <p>鉄道事業者に対する負担の軽減を図り、その導入を促進するため、本特例措置の適用期限の延長をお願いいたします。</p>
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	低床型車両の取得に係る固定資産税の減税は、特に経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者にとっては経営上の負担の軽減へとつながり、低床型車両の導入の促進により、これまで以上に高齢者、障害者等の方々の移動の円滑化が図られます。
)その他参考となる事項	

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	鉄道施設の耐震補強工事により取得した施設に係る特例措置の創設
【意見の内容】	
)種別	<p>○ 新しい税制措置に係るもの</p> <p>既存の税制措置の拡充や延長に係るもの</p> <p>どちらかに 印を付してください。</p>
)税目	<p>国税 (税目:)</p> <p>地方税 (税目: 固定資産税)</p>
)関係法律条項	
)意見の詳細	鉄道施設の耐震補強工事により取得した資産に係る固定資産税の特例措置を創設していただきたい。
)措置を必要とする期間	
)理由(必要性・妥当性)	<p>鉄道施設の耐震化については、これまでも首都圏直下型地震等の大規模地震の発生切迫性が指摘される中、国の防災基本計画や国土交通省の指導指針を踏まえ、その安全性を確保するとの観点から計画的に実施してまいりました。</p> <p>先の東日本大震災による被害を踏まえ、また今後発生しうる大規模地震に備えて、今後とも不特定多数の旅客等が集まる鉄道駅はもとより、高架橋など鉄道駅以外の鉄道施設についても旅客等の安全性を確保するとの観点から、引き続き上記の防災基本計画や指導指針に基づき、早期に耐震補強工事を実施する必要がありますが、一方、鉄道施設の耐震補強工事は事業者の負担が大きいのも現状です。</p> <p>工事の早期の実施を図り旅客の安全性を確保するため、耐震補強工事により取得した鉄道施設についての特例措置の創設をお願いいたします。</p>
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	固定資産税の負担が軽減されることにより、直接輸送増に結び付かない設備投資に対するインセンティブとなり、旅客等の安全性の確保を図るための鉄道施設の耐震補強がより一層促進されます。
)その他参考となる事項	平成22年度税制改正で廃止

<意見>

提出者名	一般社団法人 日本民営鉄道協会
題目	消費税引き上げに係るお願い
【意見の内容】	
)種別	新しい税制措置に係るもの 既存の税制措置の拡充や延長に係るもの どちらかに 印を付してください。
)税目	国税 (税目:消費税) 地方税 (税目:地方消費税)
)関係法律条項	
)意見の詳細	1. 消費税引上げに伴う運賃改定に必要な十分な準備期間を確保していただきたい 2. 運賃改定に際しての認可手続きの簡素化などを図っていただきたい 3. 今後、軽減税率が導入される場合には、民営鉄道にも適用していただきたい
)措置を必要とする期間	
)理由(必要性・妥当性)	1について:平成9年の消費税率改定時にはなかったICカード(PASMO等)の普及・相互利用化に伴い、膨大な情報処理に対応するためにシステムが高度化・複雑化していることから、消費税転嫁のための運賃改定に不可欠なICカードシステムの改修に十分な準備期間(1年以上)を確保していただきますようお願いいたします。 2について:消費税転嫁のための運賃改定に際しては、その認可手続きの簡素化など事務作業の負担軽減に配慮していただきますようお願いいたします。 3について:今後、軽減税率が導入される場合には、鉄道は経済産業活動を支える基盤であるとともに、子ども、高齢者など交通弱者の通学・通院に必要なライフラインとしての公共交通機関であること、また、EUの大多数の加盟国においても既に鉄道にその導入が図られていることから、民営鉄道にも適用していただきますようお願いいたします。
)効果(期待される効果・税収の減収見込額)	
)その他参考となる事項	